

改正

平成5年3月16日規則第1号

平成6年3月1日規則第1号

平成7年3月1日規則第1号

平成12年3月24日規則第3号

平成18年3月31日規則第11号

平成21年1月27日規則第2号

平成22年7月7日規則第10号

平成25年7月10日規則第11号

平成25年9月18日規則第13号

平成26年10月8日規則第13号

平成26年10月23日規則第14号

平成27年3月9日規則第2号

令和元年9月30日規則第12号

令和3年3月1日規則第1号

令和3年7月30日規則第9号

令和5年3月30日規則第7号

令和5年7月31日規則第15号

里庄町介護老人保健施設里見川荘管理運営に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、里庄町介護老人保健施設里見川荘（以下「保健施設」という。）の管理及び運営について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び里庄町介護老人保健施設設置条例（平成4年里庄町条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理及び運営)

**第2条** この保健施設は、法の規定及び運営協議会で定められた運営方針に基づいて適切な管理運営を行うものとする。

(定員)

**第3条** 保健施設の定員は次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 95人(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を含む。)
- (2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 25人  
(実施時間等)

**第4条** 条例第3条に規定する訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供する時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に業務を行い、若しくは休業することができる。

業務	時間	休業日
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション	午前9時から午後5時まで	日曜日及び土曜日並びに12月30日から翌年の1月3日までの日
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	午前9時から午後4時10分まで	日曜日及び土曜日並びに12月30日から翌年の1月3日までの日

(利用の手続き)

**第5条** 条例第3条に規定する事業を利用しようとする者は、申請書に所定の書類を添えて町長へ申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第7条第1項の規定により、保健施設の管理を指定管理者が行っている場合は、申請書に所定の書類を添えて指定管理者へ申請するものとする。

(料金)

**第6条** 条例別表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(運営協議会)

**第7条** 第3条、第4条及び前条に規定する事項を変更する場合は、条例第11条第1項に規定する運営協議会において審議するものとする。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

#### 附 則 (平成5年規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の里庄町介護老人保健施設里見川荘管理運営に関する規則第6条の規定は、平成18年4月1日以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の里庄町介護老人保健施設里見川荘管理運営に関する規則は、平成20年4月1日から適用する。

**附 則**（平成22年7月7日規則第10号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

**附 則**（平成25年7月10日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年9月18日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年10月8日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年10月23日規則第14号）

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月9日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月30日規則第12号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日規則第9号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月31日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

1 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

- (1) 食費 1食につき（昼食） 550円
- (2) 日常生活費・教養娯楽費 実費相当額
- (3) おむつ代 実費相当額

2 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

- (1) 食費 1日あたり1,445円（朝食費395円、昼食費525円、夕食費525円）。ただし、入所者のうち次の表に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の金額の項に掲げる額に減額することができる。

区分	金額（1日）
法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号。以下「食費の負担限度額」という。）の表の七の項に掲げる者	300円
食費の負担限度額の表の五の項に掲げる者	600円
食費の負担限度額の表の三の項に掲げる者	1,000円
食費の負担限度額の表の一の項に掲げる者	1,300円

(2) 滞在費

- イ 個室 1日あたり1,668円。ただし、入所者のうち次の表に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の金額の項に掲げる額に減額することができる。

区分	金額（1日）
法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条	490円

の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号。以下「居住費等の負担限度額」という。）の表の二の項又は三の項に掲げる者	
居住費等の負担限度額の表の一の項に掲げる者	1,310円

ロ 多床室 1日あたり377円。ただし、入所者のうち次の表に掲げる者は、免除することができる。

区分	金額（1日）
居住費等の負担限度額の表の三の項に掲げる者	免除

- (3) 日常生活費・教養娯楽費 実費相当額
- (4) 理髪・美容代 2,000円
- (5) 業務用洗濯機使用料 1回につき 400円
- (6) 予防接種接種料 実費相当額

### 3 介護保健施設サービス

(1) 食費 1日あたり1,445円。ただし、入所者のうち次の表に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の金額の項に掲げる額に減額することができる。

区分	金額（1日）
食費の負担限度額の表の七の項に掲げる者	300円
食費の負担限度額の表の六の項に掲げる者	390円
食費の負担限度額の表の四の項に掲げる者	650円
食費の負担限度額の表の二の項に掲げる者	1,360円

(2) 居住費

イ 個室 1日あたり1,668円。ただし、入所者のうち次の表に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の金額の項に掲げる額に減額することができる。

区分	金額（1日）
居住費等の負担限度額の表の二の項又は三の項に掲げる者	490円
居住費等の負担限度額の表の一の項に掲げる者	1,310円

ロ 多床室 1日あたり377円。ただし、入所者のうち次の表に掲げる者は、免除することができる。

区分	金額（1日）

居住費等の負担限度額の表の三の項に掲げる者	免除
-----------------------	----

- (3) 日常生活費・教養娯楽費 実費相当額
- (4) 理髪・美容代 2,000円
- (5) 業務用洗濯機使用料 1回につき 400円
- (6) 予防接種接種料 実費相当額